
令和元年 6 月 宇美町議会定例会会議録 (第2日)

令和元年6月11日 (火曜日)

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (内容 専決第1号 町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (内容 専決第2号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 議案第29号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について (内容 平成30・31年度宇美町立小中学校空調機器設置工事)
- 日程第4 議案第30号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について (内容 平成30・31年度昭和町更新住宅2棟建設工事)
- 日程第5 議案第31号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第32号 平成31年度宇美町一般会計補正予算 (第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (内容 専決第1号 町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (内容 専決第2号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 議案第29号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について (内容 平成30・31年度宇美町立小中学校空調機器設置工事)
- 日程第4 議案第30号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について (内容 平成30・31年度昭和町更新住宅2棟建設工事)
- 日程第5 議案第31号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第32号 平成31年度宇美町一般会計補正予算 (第1号)

出席議員 (14名)

1 番 丸山 康夫

2 番 平野 龍彦

3番 安川 繁典
5番 入江 政行
7番 時任 裕史
9番 脇田 義政
11番 飛賀 貴夫
13番 南里 正秀

4番 藤木 泰
6番 吉原 秀信
8番 黒川 悟
10番 小林 征男
12番 白水 英至
14番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典

書記 太田 美和

書記 松田 好弘

説明のため出席した者の職氏名

町長	木原 忠	副町長	高場 英信
教育長	佐々木壮一朗	総務課長兼福祉課長	佐伯 剛美
政策経営課長	工藤 正人	財産活用課長	中西 敏光
まちづくり課長	丸田 宏幸	税務課長	江崎 浩二
会計課長	藤井 則昭	住民課長	八島 勝行
健康づくり課長	飯西 美咲	子育て支援課長	安川 禎幸
環境課長	太田 一男	農林振興課長	瓦田 浩一
建設・都市計画課長	藤木 浩一	上下水道課長	藤木 義和
学校教育課長	原田 和幸	社会教育課長	安川 忠行
町制施行100周年事業推進事務局長			安川 茂伸

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。お手元に本日の議事日程第2号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1. 承認第1号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。江崎税務課長。

○税務課長（江崎浩二君） 失礼いたします。

それでは、承認第1号につきまして税務課より御説明いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めるところでございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に町税条例の一部を改正する必要が生じ、平成31年3月29日に、町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものである。

これが、この議案を提出する理由でございます。

この町税条例でございますが、地方税法に準拠して昭和26年に公布いたしております。今回、上位法であります地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月27日に参議院本会議にて可決し、3月29日に公布、一部を除き4月1日に施行となりました。

そのことから、町税条例及び町税条例の一部を早急に改正する必要が生じました。しかしながら、町議会を招集するいとまがなかったため専決処分をさせていただいたところでございます。

1枚めくっていただきまして、1ページが専決処分書でございます。

次のページをお願いいたします。

3ページからが、町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の改め文でございます。3ページから13ページまでとなっております。

15ページをお願いいたします。

町税条例新旧対照表でございます。表の左側が改正案、右側が現行の条文で、アンダーラインの部分が改正された箇所となります。15ページから45ページまでが新旧対照表でございます。

それでは、47ページをお願いいたします。

47ページでございます。今回の改正は内容が多岐にわたっておりますので、この町税条例及び町税条例の一部を改正する条例の改正概要で、内容について御説明をさせていただきます。

まず、固定資産税等の負担軽減措置でございます。

最初は、特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置の創設でございます。

近年の所有者が不明である土地にかかわる諸問題の顕在化を踏まえ、平成30年6月に成立し

た所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法で、一定の手法により探索しても所有者の全部または一部を確知することができない土地を、所有者不明土地と定義し、そのうち、現に構築物が存せず、かつ業務の用途に供されない土地を、特定所有者不明土地と位置づけて活用する仕組みが設けられました。

現下の社会問題に対応する公益的意義に加えて、所有者不明土地の定義や、事業実施にかかる行政庁の関与等が制度化されており、税制においても、地域福利増進事業を推進するための支援の必要性が認められたことから、特例措置が創設され、地域福利増進事業により、整備する施設の用に供する一定の土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を、最初の5年間、価格の3分の2とする措置を令和3年3月31日まで講ずることとなったものでございます。

2点目は、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の税額の減額措置の創設でございます。

最近の豪雨被害等を踏まえ、国土強靱化を推進する観点から、高規格堤防整備事業に係る従前の家屋の所有者の負担を軽減するため特例措置が講じられております。

具体的には、高規格堤防整備事業のために使用された土地の上に建築された家屋について、移転補償金を受けた者が、当該土地の上に取得した代替家屋に係る固定資産税について、住宅の居住部分に係る税額を、最初の5年間、3分の2、住宅の非居住部分及び住宅以外の家屋に係る税額を、最初の5年間、3分の1減額する措置を令和4年3月31日まで講ずることとなったものでございます。

3点目は、福島県の原因事故による避難住民の帰還推進を目的とした帰還環境整備の推進法人が整備する一定の公共施設に係る固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の課税標準の特例措置の創設でございます。

福島の復興は、国や被災自治体のみならず、さまざまな主体が連携、補完し、着実に実施すべきものであり、固定資産税の特例措置としては、避難指示区域にあつては全額を課税免除、避難指示が解除された区域にあつても、原則として解除後3年度分、2分の1に減額する措置等が設けられております。

避難指示が解除されて、一定期間経過した地域や、今後、解除区域が広がっていくことを見据えて、着実な住民帰還の一助とするためにも、具体的な復興事業に着目した特例措置が、今般、設けられることとなりました。

具体的には、帰還環境整備事業計画に基づき、まちづくり等に資する一定の事業により整備した公共施設等の用に供する土地及び償却資産について、課税標準を最初の5年間、価格の3分の1とする措置を令和4年3月31日まで講ずることとなったものでございます。

4点目は、熊本地震による被災住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置の運用期間の延長でございます。

住宅用地の固定資産税の課税標準については、価格の6分の1とする住宅用地特例がございしますが、災害等により家屋が滅失・損壊した場合にあっても、従前に住宅用地特例の適用を受けている市町村長が認めるものについては、引き続き、原則2年度分、住宅用地とみなして住宅用地特例が適用されております。

平成28年に発生した熊本地震につきましても、この被災住宅用地特例が適用されておりますが、被災地で実施されている宅地復旧事業が大半がまだ途上である上、被災地の建設需要の高さ等に起因して人手不足も深刻であり、住宅再建を希望しても着工に至らないケースが発生いたしております。

その一方で、熊本地震に係る被災住宅用地特例は、平成30年度末で特例の適用期限が到来することから、熊本県はじめ被災市町村、関係府省からの要望も踏まえ、被災住宅用地の特例の適用期間を、熊本地震による被災住宅用地に限り、原則の2年度分から4年度分に拡充することとなったものでございます。

次に、個人所得課税でございます。

住宅ローン控除制度の拡充でございます。

令和元年10月の消費税の引き上げに当たり、平成31年度与党税制改正大綱において、前回の平成26年4月の消費税率引き上げの際には、駆け込み需要と反動減といった大きな需要変動が生じ、景気の回復力が弱まることとなったという経験を踏まえ、需要変動の平準化に向けて、あらゆる手だてを尽くすことが不可欠であるとされました。

この需要変動の標準化のための住宅に係る税制上の措置として、所得税において、令和2年末までの間、消費税10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年間延長し、13年間とすることとされました。

また、住宅ローン控除について、所得税額から控除しきれない額は、控除限度額の範囲内で、翌年度の個人住民税から控除することとされていますが、今回の改正における適用年の11年目から13年目までの各年分の住宅ローン控除について、所得税額から控除しきれない額についても、現行制度と同じ控除限度額の範囲内において、個人住民税から控除する措置が講じられております。

なお、この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補てんされることとなっております。

最後に、子どもの貧困に対応するための非課税措置の導入でございます。

個人住民税におきましては、前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者、未成年者、寡

婦に対し非課税措置が講じられております。この措置でございますが、みずからの生活の質を得ることができず、他人に扶養され、あるいは他人の経済的援助によって生活を維持している者のように全く担税力のない、あるいは、担税力が著しく薄弱である者についてまで負担を求めることは適当ではないとの趣旨で設けられているものでございます。

今回の税制改正におきまして、子どもの貧困に対応するため、この個人住民税の非課税措置の対象に、令和3年度以降の個人住民税から前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を加えることとなったものでございます。

この単身児童扶養者の定義でございますが、児童手当を受けている児童と生計を同一にする父または母のうち離婚をしていない者、または配偶者の生死が明らかとなっていない一定の者とされております。

その他の改正内容につきましては、次のページ、48ページから51ページにかけまして、条文ごとに改正概要と施行日を添付いたしておりますので、後ほど改め文と新旧対照表とを御参照していただければと思います。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、承認第1号は承認することに決定されました。

日程第2 承認第2号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） それでは、承認第2号について、御説明いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めるものであります。

提案理由でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、緊急に、宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、平成31年3月29日に、宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものであります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

お手元の議案の1ページが専決処分書、2ページが条例の改正文、3ページが新旧対照表で、4ページから6ページが改正の資料となっております。

改正の内容につきましては、資料の4ページの改正資料にて御説明いたします。

それでは、4ページをお開きください。

まず、専決処分による改正の内容を御説明いたします前に、資料の上段1の国民健康保険税についてにて、国民健康保険税の構成の概略を御説明いたします。

国民健康保険税は、この表に記載しておりますように、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で構成されており、それぞれに所得割、資産割、均等割、平等割がかかり、その合計額が1年分の国民健康保険税となっております。

なお、表の一番下の介護保険納付金分につきましては、40歳以上65歳未満の方のみが対象となっております。

次に、専決処分の内容でございますが、まず初めに、2の課税限度額の改正について御説明いたします。

国民健康保険税の課税限度額につきましては、国の方針として、高所得者にも応分の負担を求め、負担感が重いと言われる中間所得層に配慮するため、限度額を超過する世帯の割合が国保加入世帯の1.5%に近づくよう課税限度額を段階的に引き上げております。

平成31年度の課税限度額につきましては、地方税の改正にあわせて、医療保険分で現行の58万円を61万円に3万円引き上げて、全体で96万円とするものでございます。

参考に、資料の下段に限度額に達する収入等の試算を載せております。この試算は、単身世帯で資産割額が全国平均額として行ったものでございます。所得で申し上げますと、約750万円の方が限度額に達する目途となり、これ以上の所得がある方におかれましても、保険税は限度額である96万円となります。

次に、資料の5ページをお願いします。

3の軽減判定所得基準額について御説明をいたします。

国民健康保険税では、低所得者に対する軽減措置として、所得に応じて応益分を7割、5割、2割軽減する仕組みがございます。この軽減分は、保険基盤安定制度により公費で賄われ、負担の割合は、県が4分の3、町は4分の1となっております。

今回の改正は、経済の動向を踏まえて、保険税の応益割の5割軽減と2割軽減の軽減判定所得の算定基準額を引き上げることで、これまで軽減の対象でありました世帯が、経済の動向によって軽減の対象から外れないように見直されたものでございます。

改正の内容につきましては、改正前、改正後の表の二重下線を引いているところになりますが、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者の数に乗すべき金額、27万5,000円を28万円に引き上げ、同様に、2割軽減の対象となる世帯につきましても、被保険者の数に乗すべき金額、50万円を51万円に引き上げるものでございます。

参考までに、資料の下段に、平成31年度軽減基準所得早見表をつけております。

なお、課税限度額の引き上げにつきましては2年連続、軽減判定所得の基準額の引き上げについては6年連続の改正となっております。

次に、資料の6ページをお願いします。

4の宇美町の課税限度額超過世帯数及び軽減世帯の推移でございます。

まず、上段の(1)課税限度額の超過世帯の推移でございますが、課税限度額が据え置かれました29年度以外は超過する世帯が減少しており、国の方針に沿った結果となっております。

なお、今回、限度額を引き上げたことによりまして、この課税限度額を超過する世帯につきましては、前年の67世帯から4世帯の減の63世帯と推計しております。

次に、下段の(2)軽減世帯の推移でございますが、国保の加入世帯が、毎年、減少の傾向にありますので、それに伴い軽減の世帯も減少となっておりますが、表の一番下、太枠の部分に記載しておりますように、国保加入世帯全体に占める軽減世帯の割合につきましては、ほぼ横ばいの状況となっており、経済の動向を踏まえて、これまで軽減を受けられていた世帯が軽減対象から外れないようにするという改正の趣旨に沿った状況となっております。

なお、この資料中の31年度の数値につきましては、30年度の課税状況をベースに見込み試算を行ったものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長(古賀ひろ子君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

5番、入江議員。

○5番(入江政行君) 課税限度額を3万円引き上げられたというのは喜ばしいことです。

それと、以前も資産割について廃止するということと言われていましたが、今現在に至って、まだ決定されたという意思が表明されていないんですけども、その点についてどうなっているの

かお聞かせていただきたいんですけど。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 資産割の見直しにつきましては、昨年、一昨年も若干説明させていただきましたが、次回、税率の改定を検討する際に、改めて見直しを考えたい、させていただきたいというふうに申し上げておりました。

今年度の税率につきましては、昨年度と同率ということで改正を行っておりませんので、今のところ従前のままとなっておりますけども、次回、これから検討を始めますが、この際には、そこら辺も踏まえた検討を行いまして、資産割の削減も念頭にした検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 今年度じゃなくて次年度ということで解釈してよろしいんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 申しわけございません。検討は今年度行いますが、次年度の税率の検討ということでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、承認第2号は承認することに決定されました。

日程第3. 議案第29号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、議案第29号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 失礼いたします。学校教育課より説明をさせていただきます。

議案第29号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について。平成31年3月

1 1日付け議案第26号をもって議決された平成30・31年度宇美町立小中学校空調機器設置工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改める。

令和元年6月10日、宇美町長木原忠。

2、請負契約額中、4億581万円を4億755万9,600円に改める。

提案理由でございますが、平成30・31年度宇美町立小中学校空調機器設置工事を施行中のところ、公共工事設計労務単価の改定等に伴い、工事請負契約の内容を一部変更する必要性が生じたため、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、資料1ページをお開き願います。

別紙参考資料としまして、議案第29号の概要を添付しております。

1、変更の概要でございますが、請負契約額は、変更前が4億581万円、変更後が4億755万9,600円で、174万9,600円の増額となるものでございます。

変更の理由は2点ございます。

1点目は、賃金または物価の変動によるもので、平成31年3月1日付けで、国の公共工事設計労務単価の改定に伴い、工事請負契約条項第54条により、賃金の変動に基づく請負代金の変更を行うもので、131万7,600円の増額。

2点目は、宇美小学校において、平成31年4月に特別支援学級が一学級ふえたことに伴い、教室を確保する必要性が生じたため、3月末に普通教室を間仕切ったことにより、空調機器を1基設置するもので、43万2,000円の増額となるものでございます。

恐れ入りますが、ここで資料2ページをお開き願います。

本件工事で採用しております代表的な公共工事設計労務単価を表に示しておりますのでごらんください。

表の左から労務の区分、中央に平成30年度の福岡県の労務単価、左側が当初の採用値、右側に平成31年3月1日で改定されました労務単価を青字で示しております。一番右には上昇率を、それぞれ記載をさせていただきます。

表の下になりますが、このたびの変更につきましては、工事請負契約条項第54条に基づく契約外の事項で、特例措置として変更するものでございます。

平成31年3月1日から同年3月31日までの期間に契約を締結したものが対象となり、当町におきましても、国、福岡県に準じまして適用するものでございます。

平成31年2月28日以前の公共工事設計労務単価に比して、全国全職種単純平均で3.3%、福岡県では5.2%が上昇しているところでございます。

恐れ入りますが、改めまして資料1ページをお願いいたします。

2の工期及び3の工事請負人につきましては、変更なく記載のとおりとなっております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを採決いたします。本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第30号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、議案第30号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財産活用課長。

○財産活用課長（中西敏光君） それでは、議案第30号について御説明を申し上げます。

議案第30号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について。平成31年3月18日付け議案第27号をもって議決された平成30・31年度昭和町更新住宅2棟建設工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改める。

令和元年6月10日提出、宇美町長木原忠。

2、請負契約額中、6億3,130万4,280円を6億3,605万7,360円に改める。

提案理由ですが、平成30・31年度昭和町更新住宅2棟建設工事を施行中のところ、公共工事設計労務単価の改定に伴い、工事請負契約の内容を一部変更する必要が生じたため、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

恐れ入ります。別紙参考資料、2ページをお開き願います。

本件工事の建築工事で採用いたしております、代表的な公共工事設計労務単価表を添付をいたしております。表左に各労務、中央に平成30年度単価として、左に当初採用単価、右に青で今回変更いたします平成31年3月1日付けで改定された福岡県労務単価を、右に各上昇率を表示いたしております。

表一番上の特殊作業員でいいますと、当初採用単価2万300円が、今回改定により2万1,500円、上昇率5.91%となっており、以下、各労務とも表のとおり上昇をいたしております。

表の下段になりますが、本工事請負契約条項第54条に基づく特例措置については、平成31年3月1日から同年3月31日までの期間に契約締結したものが対象となり、国、福岡県に準じ適用するものです。

なお、平成31年2月28日以前の公共工事設計労務単価に比して、全国全職種単純平均で3.3%、福岡県で5.2%が上昇となっております。

恐れ入ります。別紙参考資料1ページをお願いいたします。

議案第30号の概要といたしまして、1、変更の概要。請負契約額、変更前6億3,130万4,280円、変更後6億3,605万7,360円、475万3,080円、0.75%の増額となるものでございます。

今回の変更は、先ほど御説明させていただきましたが、賃金または物価の変動により、平成31年3月1日付けで、国の公共工事設計労務単価改定に伴い、工事請負契約条項第54条により、賃金の変動に基づく請負代金の変更によるものでございます。

2、工期及び3、工事請負人につきましては、変更なく記載のとおりでございます。

以上で説明は終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを採決いたします。本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第31号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、議案第31号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） それでは、子育て支援課より説明いたします。

議案第31号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。上記の議案を別紙のとおり提出したものでございます。

提案理由といたしましては、いわゆる放課後児童健全育成事業、従前の学童保育所のことでございますが、この基準の一部を改正する省令の施行に伴いまして、放課後児童支援員認定資格研修について、所要の整備をする必要があるというものでございます。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

済みませんが、資料の2ページをお開きください。

こちらが新旧対照表で説明させていただきたいと思っております。

まず、向かって左側が改正案、右側が現行の案というふうになっておるところでございます。

今回、改正になりますのは第10条、ここの条例第10条では、いわゆる放課後児童クラブの支援員の資格要件、例えば、保育士でありますとか社会福祉士、あるいは教師等の資格を持っている方になるわけですが、その辺についての研修についても規定がされているというところでございます。

今回、改正されます10条の3を読み上げます。10条の3、「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。」というところでございますが、ここに、この下線の部分が、今回、追加されたというところでございます。

元来、放課後児童クラブの支援員は都道府県で研修を行っておりまして、それを受講修了した者というふうになされたわけですが、ここで、地方自治法の第252条第19第1項、いわゆる政令指定都市で行われた研修が追加されたというところでございます。

福岡県内でいえば、福岡県に加えまして、政令市であります福岡市、北九州市で行われた研修を修了すれば資格を得ることができるというふうに、今回、改正されたところでございます。

これにより、支援員の確保につながっていくというところで改正されたものだというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第32号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第6、議案第32号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤政策経営課長。

○政策経営課長（工藤正人君） それでは、議案第32号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成31年度宇美町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億6,722万4,000円を追加いたしまして、予算総額を119億2,171万1,000円とするものでございます。

第2条で、債務負担行為の補正をあわせて提案いたしております。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきますので、18ページ、19ページをお願いいたします。

まず、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費の庁舎維持管理費では、機構改革にあわせて実施をいたします、庁舎内部改修工事の実施設計業務委託料354万2,000円を計上いたしております。

7目電子計算費の情報システム共同化事業費では、法の改正に伴う児童扶養手当システム改修業務委託料、これが単独分ということですが、209万円、これと、幼児教育の無償化に伴いますシステム改修業務委託料、これが補助分で564万9,000円を計上いたしております。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳管理費では、現行の住基ネットワークシステムを7月まで延長して利用することといたしたため、4か月分の保守業務委託料の当初予算額との差額、4万6,000円を増額する一方、これに伴いまして新規のシステムのリースが4か月おくれたことなどによりまして、契約額にあわせ、リース料を68万3,000円減額いたしております。

5 項統計調査費 2 目指定統計費の工業統計調査関係経費につきましては、県からの委託金の交付決定額にあわせ、調査員報酬を 3,000 円増額いたしております。

次の 20、21 ページをお願いいたします。

3 款民生費 2 項児童福祉費 4 目子育て支援事業費の幼児教育無償化事業費は、10 月から実施されます幼児教育の無償化に係る必要経費を予算化するために、新規に設けた事業費でございます。時間外勤務手当 316 万円、臨時職員賃金 318 万 8,000 円、郵便料 144 万円などを計上いたしております。

次の 22、23 ページをお願いいたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費の保健衛生事業費 26 万 3,000 円の増額は、風しん第 5 期定期接種に伴います健康管理システムの改修業務委託料となっております。

3 目予防費の予防接種事業費では、緊急風しん対策の全容が明らかになってきたことに伴いまして、クーポン券の郵送代 9 万 6,000 円、抗体検査事務手数料 40 万 5,000 万円、抗体検査業務委託料 381 万 3,000 円などを増額いたしております。

また、扶助費の予防接種費 50 万円につきましては、麻しん予防接種償還払い金の見込み人数の増に伴います増額補正でございます。

24、25 ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費の農業振興事業費では、認定農業者からトラクター、乾燥機、もみすり機の購入補助の申し出があったことから、農業振興推進事業費補助金を 204 万円計上いたしております。

5 目農地費、農業基盤保全事業費では、国の農村地域防災減災事業の採択を受け実施いたします。ため池 4 か所の耐震診断業務委託料、これを 3,200 万円計上いたしております。

なお、この事業につきましては、国から県を通じまして定額の補助金がつきますが、今回につきましては 100% 補助ということになっております。

26、27 ページをお願いいたします。

7 款商工費 1 項商工費 2 目商工業振興費の商工業活性化事業費では、宇美町の PR を行うため、東京国際フォーラムで開催されます、「町イチ！村イチ！2019」への出店が決定いたしましたため、参加助成金 35 万円を計上いたしております。この経費につきましては、福岡県町村会のほうから同額の助成が行われる予定となっております。

次の消費喚起促進事業費につきましては、消費税率が引き上げられることによる低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として実施されますプレミアム付商品券事業の詳細が確定したことに伴いまして、当初予算では計上できていなかった関係経費を増額するものでございまして、内容としましては、窓あ

き封筒等の印刷製本費 1 8 万 6, 0 0 0 円、郵便料 6 7 万 9, 0 0 0 円、換金等業務委託料 1 9 1 万 3, 0 0 0 円、売上負担金 2 億円を計上いたしております。

2 8、2 9 ページをお願いいたします。

8 款土木費 6 項住宅費 1 目住宅管理費、町営住宅維持管理費では、5 月末現在で、原田中央区の町営住宅におきまして 3 戸が空き室となり、早急に入居者の募集を行いたいため、空き室の修繕料を 1 4 4 万 8, 0 0 0 円計上いたしております。

3 0、3 1 ページをお願いいたします。

9 款消防費 1 項消防費 4 目の防災対策費の防災対策事業費では、非常勤職員の 9 か月分の賃金 7 4 万 3, 0 0 0 円と、平成 2 8 年度に設置いたしましたデジタル防災無線屋外子局のうち、1 基の基礎部分の一部が隣接民地に越境しており、移設の必要が生じたため、防災行政無線屋外子局移設工事請負費 2 4 5 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。

次の 3 2、3 3 ページをお願いいたします。

1 0 款教育費 1 項教育総務費 3 目教育支援事業費の就学指導事業費では、時間及び人数の増に伴い、発達検査員謝礼金を 9 万 9, 0 0 0 円増額いたしております。

次の教育相談事業費では、宇美南中学校において対象生徒に対し通級指導を行うため、謝礼金を 1 6 万 4, 0 0 0 円計上いたしております。

3 項中学校費 1 目学校管理費の学校管理関係経費では、通級指導教室の新設が県から認められませんでしたため、当初予算に計上しておりました電信電話料 5 万円、それから備品購入費 2 0 万 3, 0 0 0 円を全額減額するものでございます。

6 項社会教育費 1 目社会教育総務費の社会教育関係経費では、「公共マナー向上の推進」を題材としました 4 コマ漫画を作成して町広報紙に掲載し、啓発活動を行うこととしましたため、描いていただきます九州産業大学造形短大の学生に対する謝礼金として 5 万円を計上しているところでございます。

歳出は以上になりますので、続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、1 2 ページ、1 3 ページをお願いいたします。

まず、1 3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 3 目民生費国庫補助金、障害者福祉費補助金では、就学前障害児発達支援無償化に対応するためのシステム改修費に充てられる障害者地域生活支援給付費補助金を、8 9 万 6, 0 0 0 円増額いたしております。

7 目商工費国庫補助金、商工業振興費補助金 4, 2 7 7 万 7, 0 0 0 円は、プレミアム付商品券発行事業に充てられます事務費及び事業費補助金の合計となっております。

1 4 款県支出金 2 項県補助金 3 目民生費県補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金では、幼児教育無償化に係る事務費に対する補助金として、実施円滑化事業費補助金 9 0 3 万 9, 0 0 0 円、

システム改修の補助金475万2,000円を計上しておるところでございます。

4目衛生費県補助金、保健衛生事業費補助金の麻しん予防接種助成費補助金25万円は、町の償還払い金に対します2分の1の県からの補助金となっております。

5目農林水産業費県補助金、農業振興費補助金の農業農村整備事業補助金3,200万円は、ため池耐震診断業務委託料に充てられる補助金となります。

3項委託金1目総務費委託金、統計調査費委託金2,000円の増額は、県からの交付決定通知に基づき補正をするものでございます。

次の14、15ページをお願いいたします。

17款繰入金2項基金繰入金2目農業振興事業費財政基金繰入金では、歳出の農業振興推進事業費補助金の財源といたしまして、繰入金を204万円増額いたしております。

18款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金1,511万8,000円の増額は、本補正予算におけます収支につきまして、ここで調整をいたしておるものでございます。

19款諸収入7項雑入8目雑入、商工雑入の町イチ村イチ参加助成金は、歳出と同額の35万円を計上。プレミアム付商品券販売代金は、発行する4万冊の販売代金1億6,000万円を計上いたしております。

歳入歳出の説明は以上となりますが、次に、4ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正になります。

第2表債務負担行為補正では、粕屋南部消防組合負担金（平成30年度同意債償還分）。期間、令和2年度から令和10年度まで。限度額1,095万7,000円を追加しておるところでございます。

最後になりますが、予算書の一番最後の34、35ページに、今回の補正に係ります給与費明細書を掲載しておりますので御参照いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくをお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入と歳出に区別の上、歳出一括、歳入一括、最後に総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

それでは、歳出一括質疑に入ります。18ページから33ページまで質疑のある方はどうぞ。

5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 歳出の25ページ、ため池耐震診断業務委託、これは私、以前に豪雨によ

るため池の決壊箇所はないかと、一度質問したことがありまして、そのときには決壊箇所はないという回答でした。

今回は、耐震診断ということで、これも3,200万計上されて、これは農業農村整備事業補助金、充当率が100%ちょうこと出るのですけども、宇美町において、ため池と調整池、どのくらい存在しているのか、先にそれを聞かせていただきたいんですが。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田農林振興課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） お答えいたします。

宇美町で管理しております、ため池につきましては24ございます。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 調整池については。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） 調整池という解釈が非常に難しいんですが、少なくとも農林振興課では調整池という名目で管理しているものはございません。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 先日、町営住宅の祈願祭があったときに、その周辺に調整池らしきもの、多分調整池だと思います。そういうのが四王寺坂の下にもありますよね、調整池というのが、そういうものはないんですか。調整池と呼ばないんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） 町営住宅のほうはあれですけど、四王寺坂の下というのは、恐らく小出ヶ浦池というもので、団地とかの調整池というのも兼ねていると思うんですけど、あれはため池でございます。ですから、今の24と言っておりましたうちの一つでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 実質的には、調整池とはつかわないわけですね。調整池とは言わないわけね。全部含めてため池ということですか。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） 済みません。農林振興課の所管としましては、ため池ということでは24か所を管理しているということでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） ということは、所管によって調整池というのがあるわけですか。農林振興課は、ため池と言っているんだけど、どこの部署が調整池という名称を使っているんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木義和君） 上下水道課のほうでは、1つ調整池を持っております。これは原

水調整池といって、福岡刑務所の横にある池、上下の2段の池、これは原水調整池ということで、調整池を一つだけ所有しております。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 今、水道課の課長が回答されました。それを調整池と言うんですね。

今、私が言いました四王寺坂の下にあります、あれは、ため池ということですね、名称は。調整池じゃなくて、ため池ですね。いいです。名称はわかりました。

いいです。その名称は後でまた聞きますが、今回、耐震診断ということで、先ほども言いましたけど、以前に豪雨による決壊場所がないかということの問いをしたことがあるんですけども、そのときにはないと。

今度は耐震ということで、これは地震によるものしかないと思うんですけども、そういう経緯にいたった経緯——国の補助金がつくんですけども、3,200万、4か所で。1か所800万です。どういう調査をされるのか。

また、4か所ちゅうのがどういう選択肢の中で、その4か所にされたのか、その辺をちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） たくさんございましたけれど、まず、済みません、予算の事業一覧表の3ページをお開きいただきたいんですが、3ページの上段に、ため池耐震診断業務委託料の説明、概略を載せさせてもらっております。

読み上げる部分もございますけども、町内4か所のため池について耐震調査を委託する。ため池周辺には人家などが密集しており、地震によりため池が決壊した場合、多大な被害が生じるおそれがあるため、100%の補助金を使って行うものでございます。

これは、本年の2月ぐらいに国のほうから、バタバタ要望がないかということであったものですから、今回の補正になっておるわけでございますけれども、背景には、やはり大きな地震が各地で頻発しております。その中で決壊したのもも幾つかございます。それで、福岡県でも当然起こる可能性がございますので、それに対しまして緊急的に、そういう補助をするのでやらないかということで、宇美町のほうで手を挙げて行うものでございます。

それと、主な内容につきましては、堤体の地質調査、ボーリングや土質試験というんですか、それと測量と耐震診断業務というものがございます。

議員が言われましたように、おおむね1か所に800万、4か所の3,200万という予算を計上させてもらっております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） ため池、24か所あるわけですが、この4か所を最優先したというのは、やはりここが危険箇所という考えなんですか。

それと、順次、4か所されるわけですが、20か所についても順次行っていくということでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） 今後の進め方につきましては——この4か所というのは、補助要件がいろいろございまして、その中で受益地が2ヘクタール以上というのがございまして、その部分で選別いたしますと宇美町内には6か所ございます。

ちょっと説明が不足していましたかもしれませんが、6か所のうちの優先的なものを4か所選出しまして、ことし行くと。これは当初予算になると思いますけれども、来年度にも2か所分を計上いたしまして、2か所を来年度に行うということで考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 今の話を聞きますと、緊急でそこが危ないんだということじゃないということですね。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） 調査してみないとわかりませんので、危ないからやるというわけではございません。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに……（発言する者あり）では、関連を先に行きます。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今のため池の調査です。6か所と言われました。どこが該当するのかを教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） 今から申し上げますが、あくまで危険だということではないということ御了承ください。

名前を申し上げますと、大久保池——記録するならちょっとゆっくり言います。大久保池、金坪池、桐ヶ坂下池と長谷池、これを一応、本年度、今、4か所を予定するものでございます。来年度に予定しています2か所が、イボリ池、それと中ノ原池、以上の6か所でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 耐震診断ということで私が一番に思いついたのが、一本松のあの2段の池ですね、コンクリートで固めた。ああいった周りをきちんと囲んで、コンクリートでやった、そういうものの決壊が心配だからやるのかなと私は思ったんですけれども、そういったところは大

丈夫なんですか。耐震診断として私は一番大事じゃないかなと。もし、あそこが決壊したらとんでもないことになるんじゃないかなと思っているんですけど、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） 御心配の理由はわかります。あくまで、今回の補助については受益地の面積でいっておりますので、その基準からは外れているということでありまして、外れているから大丈夫とかいう認識はございません。

今後、当然単費でやるのは非常に難しくございますので、補助とかを探しながら、今後、やはりほかのものについても何らかの調査等は行っていかなければならないのではないかと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そこでなんです。せっかく今回4か所のやつを100%単費でやりますよね。そういった危険と思われるようなため池、堤防とかもひびが入ったり、浸水がしていたり、あるいは漏れているかどうかの調査とかというのを、あるいは、町費と一緒に抱き合わせで、この4か所プラス何箇所とかいう感じでやれないのかなという。逆にそういったふうにすると、単独費を使うよりも抱き合わせでやったほうが必要経費等が抑えられて幅広いところが調査できるんじゃないかなと思ったんです。そういったお考えがないのかということをお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） 議員がおっしゃることは当然わかりますけども、今現在におきましては明確にやるというような考えはございません。

しかしながら、先ほど申しましたとおり、あくまで補助とかを見つけながらやっていきたいとは考えております。現時点では一緒に――既に予算も上げておりますし、とりあえず耐震診断を、この4か所でやりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） あと、先ほど入江議員が調整池のことをお尋ねになりました。

例えば、四王寺坂の下にある調整池があります。周りをコンクリートで固めたやつ。あるいは、南中学校に下のあたりに調整池があります。

こういった調整池は、耐震診断とかやらなくても大丈夫なんですか。もう築30年以上たっているんですけども、そういったのも含め、多分聞かれたと思うんです。調整池はどのくらいあるんですかと。

同じ耐震診断ということで、非常に心配しています。大丈夫なのかな。これは多分農林振興課じゃないと思いますけれども、どこが回答されるかわかりませんが回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木建設・都市計画課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） 担当課が私のほうになりますから、回答させていただきますが、議員言われるとおりと私も思っておりますが、やはり今回、農林振興課の補助ということで調整池の補助というのが、今回何もございませんでした。そういうものがあれば、活用しながら調査をしていくべきだとは思っております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） 関連でございます。ため池ですね。議案資料つづりの3ページでございます。

先ほどから懸念しておりました町内4か所、どこなのかなど。全体で24か所、これは、今、確認できました。4か所。私の地元には2件もございます。

まず、この金坪池です。2年前、2年半ぐらい前にひびが入っている、ひび割れしている、漏れているという住民の声があったと思われませんが、聞かれていますでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） 申しわけございません。引き継ぎとかは行っておるんですけど、明確には把握しておりません。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） わかりました。

次に、今年度される補正予算、時期が載っていないような気がします。来年の3月末まででしょうけど、優先順位です。金坪池が2年半前に亀裂により漏れていると、内野谷地区の住民の方から聞いております。

時期です。そのアジェンダ、時期がわかればというか、金坪池を優先してもらいたいという要望もありますけど、お考えを。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） 本6月議会に補正予算をわざわざさせていただいておりますので、補正予算が通り次第、速やかに発注はしたいと思っております。

ただし、発注方法につきましては、業者が競合することが見込まれますので、4つで一遍に出すか、2つずつを2業者に出すか、そのような分を検討しまして、早急に、なんかなし補正予算が通りましたら速やかに発注をしたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） わかりました。金坪池は実際、漏れているようでございますので優先してもらいたいと思うところであります。

次に、地震により、このため池が決壊し、地域住民に甚大な多大な被害を及ぼすおそれがある

ということでございまして、こういう大事なことはもうちょっとこうシンプル過ぎるんですよ、この事業概要説明が。4か所の名前が載っていない。名前ぐらいは——名称は、議員のほうから尋ねられて初めて名前を発表する。これでは防災意識、危機意識が少し欠如しているのではないかと考えております。

次回から、この事業概要をもう少しディテール、詳細を書いてもらいたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） そうですね。そここのところにつきましては、検討といいますか、当然、文字だけ書きますと、やはりここが危険だというような、先ほどの御質問でもございましたけど、危険だと捉えられる可能性もございますので、そこにつきましては検討して、載せたほうがいいのかという判断になれば、やはり載せていきたいと思っておりますけど、そういう回答でさせていただきます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 庁舎維持管理費についてお伺いいたしますが、354万2,000円の補正予算が組まれています。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員、ページ数をお願いします。

○1番（丸山康夫君） 済みません。ページは、事業一覧で1ページ。庁舎維持管理費です。

この方針をちょっとお伺いしたいんですけれども、窓口の改修等も含めての話だと思いますが、窓口には、平成8年度の機構改革——カウンターとか並んでいますよね、受付の窓口カウンターとか。それを見て回ったんです。まだ使えるものがいっぱいあるんですけれども、そういうものはどういう方針を立てられているのかなど。利用できるものは再利用したほうがいいのかと思っておりますけれども、ただ、4案、この間、出ていました。窓口の形態とか。これは再利用できるのかなどか、いろいろ思いました。

その方針は、どういうふうを考えてあるのか、利用できるものは再利用するのか、あるいは全部新しく買いそろえていくのか、その辺を回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 中西財産活用課長。

○財産活用課長（中西敏光君） それでは、財産活用課のほうから回答させていただきます。

議員御質問のフロア改修事業については、当初予算で3,800万程度、計上させていただいております。

今、1階フロアの窓口環境については、どのように進めていくかということについては、特に窓口に従事する職員で検討会議を進めているところでございます。

まず、全体的に、やはり備品とか机、椅子等について、使えるものについては使っていくということで経費を抑えていきたいというふうには考えておるところでございますけれども、ローカウンター、それと利用者の方のカウンターにつきましては、検討した結果、個人情報のプライバシーの問題等もございまして、いろいろなこともございます。したがって、そういったものにつきましては再利用できないというふうに考えております。

ただ、昨日、公募型のプロポーザルで応募の開始をいたしております。その中で提案者のほうから提案がなされてきますので、そういったところで決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私、ずっと見て回ったんです。使えるもの、いっぱいあるんです。カウンターにしろ、向かい合わせの税務課の前の受付のカウンターとか。それで、プライバシーのところは、つい立て等、いろいろやり方等あると思うんです。あれが全部ごみになってしまうというのは、忍びがたいと思っています。

全部、今、廃棄すると言われましたんで、そういうふう聞こえたんですけど、どうなんですか、もう一回きちんと教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 中西課長。

○財産活用課長（中西敏光君） 先ほどの御質問にありますカウンター等につきまして、その他の箇所で使用が可能なところがありましたら、やはり再利用をさせていただきたいとは思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ほかにいきます。

この事業一覧表で3ページ、「町イチ！村イチ！2019」、宇美町のPRを行うためやられると。この「町イチ！村イチ！2019」の事業概要、どういったものが開催されるのか、全国からどのくらいの人があるのか、あるいはどういった方々が来るのか教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 主な事業内容については、こちらに記載しているとおりでございます。

来場者等について正確な数字というのはつかんでおりませんが、昨年、こちらに出向いた職員、赴いた職員の話では数千人来てあったということです。

どのような方がと言われますと、これは千差万別でして、東京在住の、たまたまそういったものが好きだから寄りましたという方もいらっしゃる、2年前のときには、本当に偶然なんですけど宇美町出身の方がちょうど来られてあって、非常に懐かしいとかいうことをおっしゃっていただ

いた方もいらっしやったようです。そのようなところです。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今までにどういった方々が出店されたんですか。今回が何回目の出店なんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 今回が3回目になります。今回は、ここに載せておりますように、ヤギアイスクリームということになります。前は、下宇美にあります西福さんです。

済みません、その前については資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員……（発言する者あり） ちょっといいですか。じゃあ答弁を先にします。丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 申しわけございません。1回目は筑前福岡です。申しわけございませんでした。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） これは1店だけしか出店できないんですか。35万円の補助金をもらっていると。35万円使って1店だけ出店する。

例えば、町費から幾ばくかの補助をして2店、3店とか、一般会計からの持ち出し、一般会計からというか単費からつぎ込んででも、こういった幅広く全国に宇美町を知らしめるような機会というのは、なかなかないと思うんで、そういった考えはないんですか。1店なら1店で、もう終わっちゃうのか。そういったこと。

あと、もう一点が……。一問一答なんで、そこを回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 決して1店に限定しているという考えはございません。ただ、このブースの広さが余り広くないんです。ということで、おのずと1店にしなければならないのかなというような感じですが、本当は、やっぱり何店も出したい。そういう思いは当然でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） しっかり広めていただきたいなと思っておりますけれども、ヤギミルクさん、せっかく頑張っておりますので、うまいこと広めていきたいと思っておりますけど、事前にこういったものを全国に、宇美町からはこういったものを出店しますというPRとか、そういったのは

行うんですか。ただ行って、そこに行くだけみたいな感じなんですか。どうなんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） このあたりは商工会と連携しながら、端的に言えばホームページ、それからSNS、こういったものを活用するというふうに考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひしっかりPRして、宇美町を全国に名を売っていただきたいと思っていますが、次の質問に行きます。

同じく3ページ、事業一覧、消費喚起の事業です。子育て世帯1,000人、これは3歳未満が対象ですよということなんですけれども、実は、子育てって、高校、大学も非常に大変なんです。逆に言えば、3歳までよりももっとお金がかかる。大変な子育てをやられている方、たくさんおられますけれども、国が100%出しますから、この範囲ですよと、それは国が決めたことなんでしょうけれども、例えば、町費からお金を出してでも、そういった子育て世帯全域、高校生までぐらい、あるいは大学生世代ぐらいまでやっている方々へ、町単独費の抱き合わせ事業みたいなことは、これはできないんですか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 先ほど議員も言われましたように、これは国の100%事業でございます。その中で、3歳児未満と明確にうたわれてありますので、抱き合わせということでは……（「ないんですか」と呼ぶ者あり）はい。実施はできないものというふうに考えます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） できないということで、それはわかりました。

心配しているのが、この方々、大体8割ぐらいが申請されるだろうという予測なんでしょうけれども、その方々への周知徹底です。何回か聞きましたけれども、その周知徹底がきちんと行われるのかどうかというのを非常に心配しています。見ていなかった、通知が来たけど見忘れていたというのを。

この周知徹底の方法、どうやるのかということ、もう1回、聞かせていただいていいですか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 広報うみ、それからホームページ、場合によってはSNS、これは当然としまして、該当者の方へのまずは案内ですね、をやります。その後、しばらく間をあけて、再度、もう一度、御案内をしようというふうに計画しております。

これはホームページ、または広報もありますし、直接、御本人さんたちに御案内の文書を出そうというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そこで、SNSということが出ました。フェイスブックは、最近、いろいろな事業がいろいろアップされています。

もう一つアカウントを持っているんです。ツイッターというやつです。私、ツイッターのページ、きのう見てきました。見ました。ここには宇美町の大切なお知らせを知らせますと書いてあります。でも、ツイッター、昨年に宇美町が更新した回数、10回から12回だったんです。宇美町の大切なお知らせはたくさんあるんですけども、ツイッターはほぼ使われていない。

今回、ツイッターでもやりますか。ツイッターの活用法なんていうのも気になるんで、あわせて答えていただいていたいいですか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 効果があるというふうに判断すれば、当然、検討はしていきます。

ただ、ツイッターについては文字数に制限があるというのが私の認識ですので、余り概略だけにとられる形になるのであれば好ましくないのではないかなと思いますが、研究、検討を続けてまいります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） 時間超過申しわけございません。

事業概要の中で、ちょっと言葉不足が一点だけあるようなんで、済みません、事業概要の4ページ。

ゆりが丘二丁目地内、デジタル防災無線機の基礎、ファウンデーションの一部が越境していると、この「越境」です。これだけでは理解しがたいんで、もうちょっと言葉をつけ添えていただければと思っておるところであります。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

議員おっしゃいますように、資料の4ページでございます。ゆりが丘二丁目ということで、もちろんこのゆりが丘二丁目、大変広い地域でありますので、どこなのかというところが特定しにくいというところかなと思うんですが、主要地方道の飯塚大野城線を四王寺坂入口のほうから上がってきて、ずっと頂上あたりに四王寺坂交差点、5差路があります。その5差路を鋭角に曲がらずに、新成区のヒイラギエンのほうに90度に曲がるような形で曲がっていただく。そこから50メートルぐらい進むと、左手に小さな公園がございます。この公園の中に、この防災無線を

建柱していたわけでございます。

今回、そのちょうど隣地にミニ開発をされるということで、開発協議がなされる中で、その地権者のほうから越境をしておると、実は、柱自体の越境はなかったんですが、基礎がもちろん埋まっておりますので、その基礎が30センチほど越境しているということで、相手方との協議の中で、これを移設していただけないかという協議がなされたものでございます。ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでした。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） そしたら、わかりました。デジタル防災無線だから3年ぐらい前ですか、何年前ぐらいからでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） デジタル無線につけかえたのが28、29の2年間の事業でございましたので、この中で、この場所も建柱したという形になっております。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 今回の件について関連のことなんですけども、このデジタル局を設置するに当たって、当然、隣地との立ち会いをしなきゃいけないんじゃないんですか。それを怠ったということは初歩的なミスです。

よその境界を越境して家を建てたらどうなるんですか。これを見ると、初歩的なミスにしか過ぎないと思っています。そういう調査並びに隣地の立ち会いをなぜしなかったのか、その辺を聞かせてください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

このデジタル無線の建柱に当たりましては、公園敷地内に建柱するという形で、これは町内ほぼほぼの場所で、例えば、公民館がある場所であったり、公園であったり、そういったところに建柱をしております。

今回、この場所にあっても、公園内に建柱しているわけですが、当然、公園には外柵が打ってあります。当然、外柵の中におさまるような形で建柱をしているわけですが、その柵自体の、結局、越境の部分。隣が更地でございました。やっぱり昔からある場所でございます。どのような形で外柵を打ったのかという歴史の部分というのは、かなり昔の話でございます。あくまでも建柱するに当たっては公園内敷地、柵の中に建てるという形で、今回その柵も合わせて越境しておるといふ話に、今、なっております。これらを、今、開発業者のほうと協議を進めておるといふところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番(入江政行君) いや、今、私が言ったのは、設置するに当たって、隣接者の地主さんと立ち会いをしたのかと、それを聞いているんです。だから、それをやっていないんですよ。結局、だから初歩的なミスじゃないかなと、私は、今、聞いているんです。

○議長(古賀ひろ子君) 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長(佐伯剛美君) 議員おっしゃるとおり、今、84か所設置しておりますが、その84か所全て町有地であるという形の認識で話を進めておりましたので、全て立ち会いはしておりません。

以上です。

○議長(古賀ひろ子君) 入江議員。

○5番(入江政行君) 何で立ち会いをしなかったのか。だから、立ち会いをしなかったから越境だということが後日出てきているわけですよ。だから、担当課の初歩的なミスです。それを認めないんです。当初設置するときに隣地と協議していけば、立ち会っければ、こういう問題は出てこないんです。それをやっていないから、こういう越境だということが、現在、起こってきているわけですよ。

○議長(古賀ひろ子君) 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長(佐伯剛美君) おっしゃるとおりでございますが、基本的に公有地であるという認識で話を進めておりましたので、立ち会いのもとに建てるという認識は全くございませんでした。公園でございますので。

というところで、結局、その公園の測量等々がいつされたのかというのわからない話でありまして、それを一つ一つやり始めると大変なことになります。当然、測量をしないと明確なことがわからない。当然、敷地のマーキングの部分というのは、外柵に合っているものだと私たちも認識しております。

そういった中で今回の話であり、私たちも、そんなことがあったんだということで、これは、一応、担当課のほうにも話をしたところ、結局、昔からの流れの中で、当然、土地の区分等がされている中で、開発等があれば、きちんと測量されて、両者立ち会いのもとに認識をし合うというのが当然のルールかなと思うんですが、今回に当たっては、あくまでも公園敷地内であったということ、外柵の中であったということ、そういったところで隣の方との、ここで間違いないですねとかいう話は一切しておりません。

ただ、自治会長とは、もちろん話し合いはしておりますが、自治会長は、その隣のほうではございませんので、そういう認識でございました。

○議長(古賀ひろ子君) 入江議員。

○5番(入江政行君) 言いわけじみた回答になっているんですけども、越境問題って、境界線の

問題って、すごくデリケートな問題なんです。それを行政がやる事業に対して何もしなかったら
ゆうのは、これはゆゆしきことです。行政がやる事業なんでしょう。それをやっていない。これ
はやるべきです。境界線との隣地との立ち会い。それは手を抜いている話じゃないですか。

それを認めないなら認めないでいいんですけど、今後、こういのはやはりデリケートな問題で
すから、境界線の立ち会いは必ずやるという方向で事業を進めて行かないと、今後こういう問題
は出てきます。それを認識してください。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木建設・都市計画課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） 公園の管理は、うちのほうになりますんで、この件につ
きましては、実際、公園に行って見ております。越境はしておりません。公園敷地内につきま
しては、越境はしておりません。

以上でございます。（「関連いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀ひろ子君） いいですか。丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 30センチ越境していると。建てかえには250万ぐらいかかりますよね。

例えば、この部分を町で買い上げる、分筆して買い上げる、そっちのほうは費用的には安く上
がるんじゃないかなと思います。その費用対効果の検証はされたんですか。分筆買い上げ。測量
も終わっていますんで、そっちのほうは私は非常に安くかかるし、もともと柵で認識はここだと、
柵の部分が境界だと考えてあったと。

その分買い上げたほうが早いんじゃないかという気はするんですけども、その検討はしたん
ですか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） おっしゃるとおり検討しております。わずか30センチで
あったということで、交換とか、当然そういう話を相手方とさせていただいております。

ただ、ミニ開発を行うということで、そこに新しい住宅が建つ。真横に、その建柱物がある
という、そういう図になっておりました。ということで、その業者のほうも、できればこれは離し
てほしいという意識を持ってあります。

そういったところからの今回の話で、交換とか、例えば、こちらのほうで購入させていただく
とか、そういう話にはならなかったというところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。（「まだある」と呼ぶ者あり）

では、一旦、休憩に入ります。ただいまから11時40分まで休憩いたします。

11時31分休憩

.....

11時40分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

歳出の質疑を続けます。質疑のある方はどうぞ。丸山議員。

○1番（丸山康夫君） また、この事業一覧の4ページから、事業一覧からいきます。

町営住宅の維持管理費です。3戸で144万8,000円と、これは1戸当たりどのくらいの費用が、クロスの張りかえ等かかるんですか、1戸当たり幾らかかるんでしょうか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 中西財産活用課長。

○財産活用課長（中西敏光君） 済みません。町営住宅修繕料の144万8,000円につきましては、この算定基礎となっていますのが、過去3年間の実績により2DK、3DKがございますので、その案分で算定をしておるものでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そこで、今、200万修繕費が組んであります。この200万、先食いつてできなかったんですか。そこを回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 中西課長。

○財産活用課長（中西敏光君） 町営住宅の修繕費につきましては200万、これは毎年、枠出しで出ささせていただいております。決算で、やはり200万以上超過しております。

原田中央区と昭和町の旧住宅もございますので、これにつきましては、今後、やはり修繕等が出てくる可能性がありますので、町営住宅の今回の修繕につきましては、計上をさせていただいたところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 町営住宅は、入れかわりが無いほうだと思いますけれども、こういった感じで空き室が毎年幾つか出てくる思うんですけれども、その予測というのは立たないんですか。6月の時点で補正するというのは、どうかなと思うんで、あえて聞いているんですけれども、そういったことをきちんと予測した上での当初予算の計上というのはできないんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 中西課長。

○財産活用課長（中西敏光君） 当然、退去届けという手続がございます。それで、その予測というのは、やはり難しいと判断いたしております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 事業一覧の2ページ、予防接種について、ちょっとお尋ねしますけれども、私も該当の年齢に入っているんです。ただ、私のところに、この通知が来たような覚えがないんですけれども、この該当者の選定というのは、どうやっているんですか。何を根拠にやってあるのかというのを教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯西美咲君） 今回の予防接種の対象になられている方は、今、議員が言われましたとおり、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性となっております。これは国が法的に示したものです。

今年度、平成31年度、通知させていただいている方は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの方に通知をさせていただいております。

これも一度に予防接種に行かれると、ワクチンが足らなくなることも考えられるということから、国の通知どおり、今回通知を1,969名の方にさせていただいているところです。

議員におかれましては、来年以降に通知をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ただ、今年度、ぜひ打ちたいということであれば、対象になられている方は申し出をしていただければクーポンをお渡しできるようになっておりますので、その点もよろしく願いいたします。

以上です。（「よくわかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。歳出の質疑を終結します。

次に、歳入一括質疑に入ります。12ページから15ページまで、質疑のある方はどうぞ。丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 先ほどのに関連してなんですが、13ページ、麻しん予防接種の助成費補助金が25万なんです。何でこんな少ないのかな。これは国で定めた法律に基づいてじゃないんですか。その辺、説明していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯西美咲君） 予防接種、麻しん、風しん、両方はやっているんで、非常にわかりにくくなっているかと思います。

この麻しんに関しては、福岡県が要綱を定めて助成するという制度になっております。法的な予防接種ではございません。あくまで任意の予防接種ということです。よろしいですか。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。総括質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

11時46分散会
